

二級水系境川河川整備基本方針

平成 19 年 3 月

熊 本 県

二級水系境川河川整備基本方針

目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
第1節・境川流域の概要	1
第2節・基本方針	2
第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	2
第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項	2
第3項 河川環境の整備と保全に関する事項	2
第4項 河川の維持管理に関する事項	2
第2章 河川の整備の基本となるべき事項	3
第1節・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	3
第2節・主要な地点における計画高水流量に関する事項	3
第3節・主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項	3
第4節・主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量 に関する事項	4
(流域参考図)	5

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

第1節 境川流域の概要

境川^{さかいがわ}は、熊本県の北西部の玉名^{たまな}平野に位置し、玉名市北部の丸山^{まるやま}（標高 391.9m）に源を発し、途中、「山田川^{やまだがわ}」等の支川を合流して、中流部で玉名市街地の西部を流下、下流部の水田地帯を経て有明海^{ありあけかい}に注いでいる、流域面積 11.8k m²、流路延長 5.1km の二級河川である。

気候は温暖であり、年間平均気温は約 17℃ である。流域の年間降水量は 1,800mm 程度であり、降雨は梅雨期、台風期に集中し、この時期の豪雨により災害が多く発生している。

本地域の地質は、上流域の丘陵では中世代の花崗岩、上流から中流へは第四紀の礫、砂、粘土、中流から下流域にかけては沖積層となり、下流から海岸までは干拓地である。

境川では、昭和 55 年豪雨の際に田畑の冠水 417ha、床上浸水 25 戸、床下浸水 111 戸等の被害が生じ、その後、昭和 57 年にも田畑の冠水 113ha、床上浸水 4 戸、床下浸水 44 戸等の被害が生じている。そのため、治水対策として、圃場整備と合わせた河川改修が進められている。

境川の河川水は、菊池川^{きくちがわ}からの取水と合わせて流域の灌漑用水等に利用されている。

境川の流域の上流部は山間部、中流部は丘陵地で市街化されている。また、下流部はほとんどが平坦な水田地帯となっている。

水質に関しては、境川全域で C 類型の水質類型指定となっている。BOD75%値では、調査地点である清松橋^{きよまつはし}において、過去 15 年間で濁水が発生した平成 6 年を除き、環境基準値を満足している。

境川の中流から下流におけるほとんどの区間は、コンクリート等の護岸がなされている。現地調査及びヒアリング調査によると、魚類としては、スジシマドジョウ小型種点小型、メダカ、オイカワなどが生息しており、甲殻類、貝類としては、テナガエビ、カワニナが生息している。

砂州や川岸の水際には川辺植物であるヨシやマコモなどが生育している。

第2節 基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川の現状並びに河川環境の保全を考慮し、地域の発展に係る諸計画との調整を図り、「治水」、「利水」、「河川環境」との調和をとって、水源から河口まで一貫した計画のもとに整備を図っていくものとする。

第1項 河川の洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

境川では、流域の社会・経済的な重要度と県内における他の河川との計画規模の整合等を考慮し、概ね50年に1回発生する規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

また、計画規模を超過する洪水氾濫を含め、被害の発生が予想される場合は、迅速な洪水情報の伝達を図り、被害の軽減を図る。

第2項 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する事項

境川の河川水は、菊池川からの取水と合わせて流域の灌漑用水等に利用されている。

また、魚類としては、スジシマドジョウ小型種点小型、メダカ、オイカワなどが生息しており、甲殻類、貝類としては、テナガエビ、カワニナが生息している。砂州や川岸の水際には川辺植物であるヨシやマコモなどが生育している。また、現況水質はほぼ環境基準を満足している。

今後、必要に応じて流量観測等により流況の把握に努め、濁水時には、関係機関及び水利権者等地域住民と調整を図り、現況の水環境の維持・改善に努める。

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

境川流域は、市街地と昔ながらの田園地帯が混在し、河川などの水辺を中心に豊かな生態系が形成され、人々に親しまれており、上流から下流にわたり、釣り、散策の場として利用されている。

従って、境川本来の水辺生態系や景観の保全、及び人と河川との触れ合いの場の確保を図るため、河川整備の実施にあたっては、ミティゲーションを行うなど自然環境の保全に配慮する。

第4項 河川の維持・管理に関する事項

河川の維持・管理に関しては、災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から適切に行うものとする。

河川本来の機能及び整備により向上された機能を存続させ、その効用を十分に発揮させ、また、豊かな河川環境を保全し、将来へと良好な形で引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。従って、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川愛護意識の定着と啓発、住民参加による河川の維持・管理を推進する。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

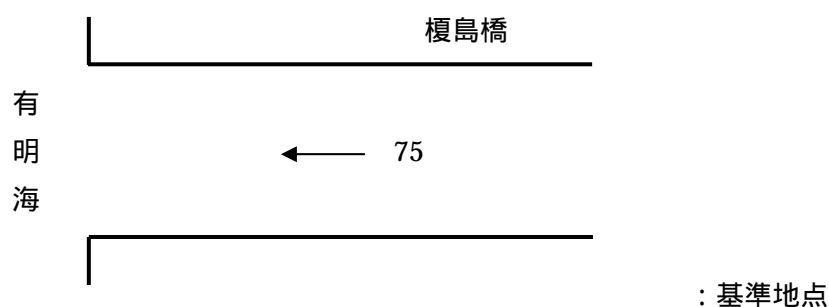
基本高水のピーク流量は、概ね50年に1回発生する規模の洪水に対処するために、基準地点であるえのきしまはし榎島橋において75m³/sとする。

基本高水のピーク流量等の一覧表 (m³/s)

河川名	基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節流量	河道への流量配分
境川	榎島橋	75	-	75

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

境川における計画高水流量は、榎島橋地点において75m³/sとする。



計画高水流量配分図 単位：m³/s

第3節 主要な地点における計画高水位、計画横断形に係わる川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)	摘要
境川	榎島橋	3.52	5.50	18	基準地点

注) T.P. : 東京湾中等潮位

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川の流量は、境川から当流域周辺の水田等に供給されている灌漑用水に影響されるが、その量については、今後必要に応じて観測により把握に努めるものとする。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流水の清潔の保持、動植物の保護等を考慮して、今後必要に応じて調査検討を行うものとする。

《流域参考図》

